

総合評価方式に係る入札説明書

下記工事の入札を総合評価方式によって実施します。

入札に参加する意向がありましたら、「自己採点申請書（入札者用提出書）」を「入札書」、「入札金額見積内訳書」に加えて、応札時に「埼玉県電子入札共同システム」により提出してください。

また、当該入札に参加するためには、必ず「埼玉県電子入札共同システム」により、参加申込手続きを行ってください。

なお、この入札説明書に記載のない事項は、「和光市総合評価方式活用ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の記載によります。ただし、入札説明書とガイドラインの記載が異なる場合は、入札説明書の記載を優先します。

記

1 工事の概要

- (1) 工 事 名 市道428号線他舗装修繕工事
- (2) 工 事 場 所 和光市白子3丁目15番地先
- (3) 工 事 業 種 舗装工事業

2 総合評価方式の概要

簡易型 土木Ⅱ型 （自己採点方式） 加算方式 見なし評価適用

3 自己採点申請書（入札者用提出書）

- (1) 応札時に「入札書」、「入札金額見積内訳書」とともに「自己採点申請書（入札者用提出書）」を、原則として、「埼玉県電子入札共同システム」により提出してください。やむを得ず、和光市建設工事等電子入札運用基準7「7-1 紙入札による提出」の承認を得た者は、「自己採点申請書（入札者用提出書）」を入札公告に示す入札書提出期間内に「入札書」、「入札金額見積内訳書」とともに配達日指定郵便で、かつ、一般書留又は簡易書留にて郵送してください（期間内必着）。
- (2) 「自己採点申請書（入札者用提出書）」の様式は「入札情報公開システム」の「発注情報閲覧」の「発注図書」にある発注図書ファイル「○総合評価自己採点申請書兼入札金額見積内訳書」を使用してください。
- (3) 「自己採点申請書（入札者用提出書）」を「埼玉県電子入札共同システム」へ提出する時には、提出年月日の記入及び代表者印は必要ありません。
- (4) 評価基準、配点に基づく自社の採点を正確に記入してください。なお、自己採点欄が空白の場合や、配点よりも高い自己採点の記入があった場合には、その項目を「0点」として扱います。
- (5) 応札時に「入札書」、「入札金額見積内訳書」とともに「自己採点申請書（入札者用提出書）」が提出されない場合、入札は無効として取り扱います。
- (6) 「自己採点申請書（入札者用提出書）」の記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。

4 総合評価に関する事項

(1) 評価基準及び落札候補者となった場合の提出資料

- ア 落札候補者になりましたら、「入札参加資格等確認書類」と一緒に自己採点の根拠となる「技術資料」【自己採点申請書（落札候補者用提出書）、様式、添付資料】を提出してください。様式は「入札情報公開システム」の「発注情報閲覧」の「発注図書」にある発注図書ファイル「参加資格確認申請書・技術資料提出様式（市道428号線舗装修繕工事）」内の「★技術資料提出様式【簡易型：土木Ⅱ型】」を使用してください。「なお、技術資料は契約図書の一部（契約内容の一部）とします。」
- イ 入札時に提出した「自己採点申請書（入札者用提出書）」と落札候補者時に提出した「自己採点申請書（落札候補者用提出書）」の記述が異なる場合には、先に提出した「自己採点申請書（入札者用提出書）」の記述を優先します。
- ウ 評価は技術資料提出様式の様式に記入された内容を添付資料により確認して採点します。
- エ 各評価項目の評価点は「自己採点申請書（入札者用提出書）」による値と上記により採点した値を比較して、低い方の値とします。
- オ 様式には必要事項を必ず記入してください。提出資料（該当する様式及び添付資料）に不備のあった評価項目は、加算対象外となります。
- カ 各様式の添付資料は、様式に記入した内容に対応する資料のみを添付してください。
- キ 技術力がそのまま引き継がれると考えられる企業の単純な名称変更については、変更以前のものから継続的に取り扱うものとします。また、合併した企業の評価は、合併以前のすべての企業の実績を引き継ぐものとして評価します。
- ク 配置予定技術者は、候補者を3名まで挙げることができます。この場合、各候補者に対して、該当する「配置予定技術者の技術能力」の評価項目の提出資料を提出してください。評価は、候補者ごとに「配置予定技術者の技術能力」の評価項目に関する合計点を算出し、このうち最も低い者の得点で行います。

次表に挙げる①～②は必ず提出してください。

① 社名情報	令和8年4月1日以降に、社名変更、会社の合併等を行ったかどうかの有無を記入してください。	
	提出 資料	1 様式（社名情報）
		2 添付資料 なし
② 配置予定技術者	当該工事に配置を予定している技術者（3名まで）について記入してください。 この様式に記載のない者は配置予定技術者として扱いません。4名以上記入した場合は失格とします。	
	提出 資料	1 様式（配置予定技術者）
		2 添付資料 なし

ア 企業の技術能力
ア（イ）施工実績

評価項目	評価基準・提出資料		配点
(イ) 施工実績 【 〃 / 1.0点】	評価基準	過去15年度間（平成23年度～令和7年度）に埼玉県内において類似の公共工事の施工実績がある。 【類似:夜間交通規制を伴う車道の舗装打換え工700㎡以上(路上路盤再生工700㎡以上を含む)】	1.0点
		上記に該当しない。	0点
	提出資料	1 様式ア（イ） 注1）代表的な実績を1件提出してください。 注2）評価対象期間内に「契約工期の終期」が属する工事が対象です。 注3）類似の施工実績（工種、数量、施工条件、使用材料等）が添付資料で確認できない場合は、評価しません。	
		2 添付資料 ① コリンプ竣工登録の写し（契約データ、工事データ、技術データ）。 注1）工事名、工事場所、契約金額、工期、発注者、受注者、類似の施工実績（工種、数量、施工条件、使用材料等）が確認できる部分を添付してください。 ② コリンプだけでは求める施工実績が確認できない場合やコリンプ竣工登録が無い場合、工事の請負契約書及び設計図書の写し。 注1）工事名、工事場所、契約金額、工期、発注者、受注者、類似の施工実績（工種、数量、施工条件、使用材料等）が確認できる部分（平面図、構造図、数量総括表等）を添付してください。 注2）工事完了が確認できる書類（「工事完成検査結果及び工事成績評定結果について（通知）」等）を併せて提出してください。 ③ ①、②だけでは確認できない場合、類似の施工実績（工種、数量、施工条件、使用材料等）が確認できる書類。 注1）工事完成図書等、その他類似工事の評価基準を確認できる工事書類を提出してください。 注2）②の工事の請負契約書に基づく工事であることが確認できる書類を併せて提出してください。 ④ 受注時の社名が現在と違う場合、社名の変更が分かる書類。	

イ 企業の社会的貢献度
イ（ア）災害防止活動等の協定

評価項目	評価基準・提出資料		配点
(ア) 災害防止活動等の協定 【 /1.0点】	評価基準	和光市との協定等に基づき協力体制をとっている。	1.0点
		上記に該当しない。	0点
	提出資料	1 様式イ（ア） 注）入札公告時点における当該協定等の締結の有無を評価する。	
		2 添付資料 ① 自社が加入している団体が協定を締結している場合 当該団体が発行する、入札公告日時点において自社が当該協定の適用となる者であることの証明書（経営事項審査用の防災協定締結証明書等）の写し。ただし、令和6年度以降に発行されたもの。 注1）上記証明書以外は加点の対象としません。 注2）証明日が入札公告日を過ぎている場合、当該協定等が入札公告日時点において締結されていることがわかるものを追加添付してください。 ② 企業単体で協定等を締結している場合 当該協定書（登録証等を含む）の写し。	

イ（イ）災害防止活動等の実績

評価項目	評価基準・提出資料		配点
(イ) 災害防止活動等の実績 【 /1.0点】	評価基準	過去2年度間（令和6年度、令和7年度）に本市の求めにより、災害防止や復旧への協力活動等を行った。	1.0点
		過去2年度間（令和6年度、令和7年度）に埼玉県又は国土交通省の求めにより、和光市内で災害防止や復旧への協力活動を行った。	0.5点
		上記のいずれにも該当しない。	0点
	提出書類	1 様式イ（イ） 注1）該当する災害防止活動等の実績のうち、代表的なものを1件提出してください。	
		2 添付資料 ① 市関係機関が交付した「災害防止活動認定書」又は活動を要請した機関が交付した「活動の実施を証明する書類」の写し	

ウ 配置予定技術者の技術能力

ウ（ア）工事成績評価 対象業種（舗装工事業）

評価項目	評価基準・提出資料		配点
(ア) 工事成績評価 【 /2.0点】	評価基準	和光市発注工事の過去2年度間（令和6年度、令和7年度）の平均点が89.0点以上。	2.0点
		和光市発注工事の過去2年度間（令和6年度、令和7年度）の平均点が88.6点以上89.0点未満。	1.9点
		和光市発注工事の過去2年度間（令和6年度、令和7年度）の平均点が88.2点以上88.6点未満	1.8点
		和光市発注工事の過去2年度間（令和6年度、令和7年度）の平均点が87.8点以上88.2点未満	1.7点
		和光市発注工事の過去2年度間（令和6年度、令和7年度）の平均点が87.4点以上87.8点未満	1.6点
		和光市発注工事の過去2年度間（令和6年度、令和7年度）の平均点が87.0点以上87.4点未満	1.5点
		和光市発注工事の過去2年度間（令和6年度、令和7年度）の平均点が86.6点以上87.0点未満	1.4点
		和光市発注工事の過去2年度間（令和6年度、令和7年度）の平均点が86.2点以上86.6点未満	1.3点
		和光市発注工事の過去2年度間（令和6年度、令和7年度）の平均点が85.8点以上86.2点未満	1.2点
		和光市発注工事の過去2年度間（令和6年度、令和7年度）の平均点が85.4点以上85.8点未満	1.1点
		和光市発注工事の過去2年度間（令和6年度、令和7年度）の平均点が85.0点以上85.4点未満。	1.0点
		上記に該当しない、又は実績がない。	0点
	提出資料	1 様式ウ（ア） 注1）配置予定技術者の技術能力に関する評価は、以下のいずれかの工事を対象とします。 ① 元請負人の主任技術者又は監理技術者（特例監理技術者を含む）として工事完成時に従事した工事 ② 現場代理人として全工期（準備期間、後片付け期間又は橋梁等の工場製作等の期間を除く）にわたって従事した工事 注2）過去に在籍していた会社での工事成績も評価対象となります。 注3）工事成績評価の平均点の算出において、小数点以下の端数が生じたときは、小数点第2位以下を切り捨てて評価します。 注4）過去2年度間に「完成年月日」が属する工事が対象です。	
		2 添付資料 ① 「工事完成検査結果について」及び「工事成績評価通知書」等の写し ② 配置予定技術者が従事した工事であることが分かる書類	

カ 企業倫理や信頼性等（減点項目）

カ（ア）～（ク）入札契約に関する不当な強要行為ほか

評価項目	評価基準・提出資料		配点
(ア) 入札契約に関する不当な強要行為 【 /-1.0点】	評価基準	過去2年度間（令和6年度、令和7年度）及び今年度（公告日までの期間）に入札契約に関する不当な強要を感じさせる行為をし、「和光市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱」に基づく入札参加停止措置を受けた。	-1.0点
		上記に該当しない。	0点
	提出資料	1 様式カ（ア）～（ク）	
		2 添付資料 なし	
(イ) 過積載による法令違反 【 /-1.0点】	評価基準	過去2年度間（令和6年度、令和7年度）及び今年度（公告日までの期間）の和光市発注工事で過積載を行い、道路交通法違反等により、「和光市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱」に基づく入札参加停止措置を受けた。	-1.0点
		上記に該当しない。	0点
	提出資料	1 様式カ（ア）～（ク）	
		2 添付資料 なし	
(ウ) ディーゼル不適合車の使用による法令違反 【 /-1.0点】	評価基準	過去2年度間（令和6年度、令和7年度）及び今年度（公告日までの期間）の和光市発注工事でディーゼル車の不適合車を使用し、埼玉県生活環境保全条例違反により、「和光市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱」に基づく入札参加停止措置を受けた。	-1.0点
		上記に該当しない。	0点
	提出資料	1 様式カ（ア）～（ク）	
		2 添付資料 なし	
(エ) 不正軽油の使用による法令違反 【 /-1.0点】	評価基準	過去2年度間（令和6年度、令和7年度）及び今年度（公告日までの期間）の和光市発注工事で不正軽油を使用し、法令違反（地方税法違反、埼玉県生活環境保全条例違反等）により、「和光市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱」に基づく入札参加停止措置を受けた。	-1.0点
		上記に該当しない。	0点
	提出資料	1 様式カ（ア）～（ク）	
		2 添付資料 なし	

評価項目	評価基準・提出資料		配点
(オ) 死亡事故 【 /-1.0点】	評価 基準	過去2年度間（令和6年度、令和7年度）及び今年度（公告日までの期間）に和光市内の工事で作業員又は第三者の死亡事故を起こし、「和光市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱」に基づく入札参加停止措置を受けた。	-1.0点
		上記に該当しない。	0点
	提出 資料	1 様式力（ア）～（ク）	
		2 添付資料 なし	
(カ) 総合評価の不履行 【 /-1.0点】	評価 基準	過去2年度間（令和6年度、令和7年度）及び今年度（公告日までの期間）の総合評価方式による和光市発注工事の技術資料の履行確認結果において、「添付資料等で確認した結果、履行されていないことを確認」との通知を受けた。	-1.0点
		上記に該当しない。	0点
	提出 資料	1 様式力（ア）～（ク）	
		2 添付資料 なし	
(キ) 力（ア）から力（カ）に該当しない入札参加停止措置 【 /-1.0点】	評価 基準	力（ア）から力（カ）に該当せず、過去2年度間（令和6年度、令和7年度）及び今年度（公告日までの期間）に「和光市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱」に基づく入札参加停止措置を受けた。	-1.0点
		上記に該当しない。	0点
	提出 資料	1 様式力（ア）～（ク）	
		2 添付資料 なし	
(ク) 暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外 【 /-1.0点】	評価 基準	過去2年度間（令和6年度、令和7年度）及び今年度（公告日までの期間）に「和光市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱」に基づく入札参加除外措置を受けた。	-1.0点
		上記に該当しない。	0点
	提出 資料	1 様式力（ア）～（ク）	
		2 添付資料 なし	

※1 評価項目とした事項に該当しているにもかかわらず、様式に該当がない旨記載されている場合や様式の添付がない場合には、「虚偽記載」と判断し、「失格」とします。

※2 複数の評価項目に該当する場合は、重複評価し減点を合算します。ただし、同一評価項目における複数回の措置については、重複評価せず減点を合算しません。

※3 入札参加停止措置、入札参加除外措置は、措置を受けた日（期間の始まりの日）で判断します。

キ 企業の技術能力

キ（ア）優秀工事表彰

評価項目	評価基準・提出資料		配点
(ア) 優秀工事表彰 【 /1.5点】	評価基準	過去3年度間（令和5年度～令和7年度）に当該工事と同じ分野で、次のいずれかの表彰を受けたことがある。 ・和光市優秀建設工事施工者表彰 ・埼玉県優秀建設工事施工者表彰（優秀賞・特別奨励賞）を受けたことがある。（知事名で表彰されているものです。） 【同じ分野：土木】	1.5点
		過去3年度間（令和5年度～令和7年度）に当該工事と同じ分野で、次のいずれかの表彰を受けたことがある。（事務所長名等で表彰されているものです。） ・埼玉県県土づくり優秀建設工事施工者表彰 ・埼玉県農林部優秀建設工事施工者表彰 ・埼玉県企業局優秀施工業者等表彰 【同じ分野：土木】	1.0点
		上記のいずれにも該当しない。	0点
	提出資料	1 様式キ（ア） 注1）評価対象年度は受賞年度です。 注2）評価基準に記載された「同じ分野」の表彰を評価します。 注3）和光市の表彰状況は市ホームページで確認してください。 (https://www.city.wako.lg.jp/jigyosha/kouji/1007331/index.html) 注4）埼玉県の表彰状況は埼玉県建設管理課の総合評価方式トップページ「【工事】 【設計】技術資料に関するデータ」で確認してください。 (http://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/sougouhyoka-top.html)	
		2 添付資料 ① ホームページに記載がない場合は、表彰状の写し。	

キ（ウ）労働災害防止対策

評価項目	評価基準・提出資料		配点
(ウ) 労働災害防止対策 【 /1.0点】	評価基準	建設業労働災害防止協会へ加入している。	1.0点
		建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）を導入している。	1.0点
		上記に該当しない。	0点
	提出資料	1 様式キ（オ） 注1） 該当する実績を1つ選んで提出してください。 注2） 入札公告日時点において、建設業労働災害防止協会に加入している場合に評価します。 注3） 入札公告日時点において建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）が導入されている場合に評価します。	
		2 添付資料 ① 建設業労働災害防止協会へ加入している場合 建設業労働災害防止協会の加入証明の写し。 ただし令和7年度以降に発行されたもの。 注1） 証明日が入札公告日を過ぎている場合、入札公告日時点において加入していることがわかるものを追加添付してください。 ② 建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）を導入している場合、建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）の認定証の写し。	

ク 配置予定技術者の技術能力

ク（エ）保有する資格

評価項目	評価基準・提出資料		配点
(エ) 保有する資格 【 /1.0点】	評価基準	1 級土木施工管理技士又は1 級舗装施工管理技術者の資格を保有している。	1.0点
		上記に該当しない。	0点
	提出資料	1 様式ク（エ） 注）入札公告日時点において、資格が有効である場合に評価します。	
		2 添付資料 （有効期限のない資格の場合） 「合格証明書」の写し。 ただし、建設業法第27条第1項に規定する技術検定の合格後、合格証明書の受領までの期間は、指定試験機関が通知する「合格通知書」の写し。 （有効期限のある資格の場合） 有効期限が確認できる「資格者証」の写し。	

ク（オ）優秀技術者表彰

評価項目	評価基準・提出資料		配点
(オ) 優秀技術者表彰 【 /1.0点】	評価基準	過去5年度間（令和3年度～令和7年度）に次のいずれかの表彰を受けたことがある。	1.0点
		- 埼玉県県土づくり優秀現場代理人等表彰 - 埼玉県農林部優秀現場代理人等表彰 - 埼玉県企業局優秀施工業者等表彰	
		上記に該当しない。	0点
	提出資料	1 様式ク（オ） 注1） 評価対象年度は受賞年度です。発注部局を問わず表彰者を評価します。表彰状況は県建設管理課の総合評価方式トップページ「データ集」で確認してください。 (https://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/sougouhyoka-top.html) 注2） 過去に在籍していた会社での実績も評価対象とします。	
		2 添付資料 ホームページに記載がない場合は、表彰状の写し。	

コ 企業の社会的貢献度

コ（ア）和光市企業市民の認定

評価項目	評価基準・提出資料		配点
(ア) 和光市企業市民の認定 【 /1.0点】	評価基準	入札公告日時点において参加資格登録のある事業所で「和光市企業市民」の認定を受けている。	1.0点
		上記に該当しない。	0点
	提出資料	1 様式コ（ア）	
		2 添付資料 ホームページに記載がない場合は、和光市産業支援課発行の和光市企業市民認定書の写し	

コ（イ）除雪契約実績

評価項目	評価基準・提出資料		配点
(イ) 除雪契約実績 【 /1.0点】	評価基準	過去2年度間（令和6年度、令和7年度）に和光市との除雪契約実績がある。	1.0点
		上記に該当しない。	0点
	提出資料	1 様式コ（イ） 注） 除雪契約実績は、緊急・単価契約又はその再委託契約（発注者の承諾を得た者に限る。）を評価対象とします。	
		2 添付資料 契約書の写し	

コ（ウ）障害者雇用

評価項目	評価基準・提出資料		配点
(ウ) 障害者雇用 【 /1.0点】	評価基準	「障害者の雇用促進に関する法律」の法定雇用率（2.3％）に1ポイントを加えた率で障害者（常用労働者）を雇用している。	1.0点
		法定雇用義務はないが障害者（常用労働者）を雇用している。	1.0点
		上記に該当しない。	0点
	提出資料	1 様式コ（ウ） 注1）該当する実績を1つ選んで提出してください。 注2）入札公告日の直前の6月1日現在での状況を記載してください。 注3）評価基準である次の①又は②について評価対象とします。 ① 法定雇用義務のある事業主の場合は、障害者雇用率（障害者雇用状況報告書の実雇用率）が3.3％以上の障害者（常用労働者）を雇用している。 ② 法定雇用義務のない事業主の場合は、障害者（常用労働者）を雇用している。 注4）法定雇用義務のある事業主とは、障害者雇用状況報告書の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者の数」が43.5人以上の事業主です。	
		2 添付資料 ① 法定雇用義務があり、障害者雇用率（障害者雇用状況報告書の実雇用率）が3.3％以上で障害者（常用労働者）を雇用している事業主の場合。 ・ 入札公告日時点の直前の6月1日現在で公共職業安定所長あて報告している「障害者雇用状況報告書」の事業主控え（公共職業安定所の受付印のあるもの）の写し。 ・ 電子申請による提出をした場合は、事業主控え及び提出したことがわかるもの（到達確認画面の写し又は状況確認画面の写し）。 ② 法定雇用義務のない事業主が、障害者（常用労働者）を雇用している場合。 ・ 「様式コ（ウ）」の下段に記入してください。	

コ（エ）CO2削減対策

評価項目	評価基準・提出資料		配点
(エ) CO2削減対策 【 /1.0点】	評価基準	次のいずれかの認証等を受けている。 ・「エコアクション21 認証・登録制度」 ・「埼玉県エコアップ認証制度」	1.0点
		上記に該当しない。	0点
	提出資料	1 様式コ（エ）	
		2 添付資料 入札公告日時点において、入札参加者が当該認証等を受けている認定書等の写し	

コ（オ）カーボンニュートラルの取組

評価項目	評価基準・提出資料		配点
(オ) カーボンニュートラルの取組 【 /0.5点】	評価基準	次のいずれかの認証等を受けている。 ・国土交通省が認定した低炭素型建設機械またはGX建設機械を当該工事に使用する。 ・当該工事で使用する建設機械等にバイオ燃料を使用する。	0.5点
		上記に該当しない。	0点
	提出資料	1 様式コ（オ）	
		2 添付資料 なし	

コ（カ）重機保有状況

評価項目	評価基準・提出資料		配点
(カ) 重機保有状況 【 /1.0点】	評価基準	一定規格以上の建設機械を複数台保有（リース可）している。	1.0点
		一定規格以上の建設機械を1台保有（リース可）している。	0.5点
		上記のいずれにも該当しない。	0点
	提出資料	1 様式コ（カ） 注）建設機械の保有（リース可）状況は、経営事項審査の総合評価値通知書の写し（入札公告日時点において、有効期間内にあるもの）により評価する。 「一定規格以上の建設機械」とは、経営事項審査における「建設機械等の保有状況」の対象となる建設機械等とする。	
		2 添付資料 経営事項審査の総合評価値通知書の写し（入札公告日時点において、審査基準日から1年7か月の有効期間内にあるもの）。	

サ 担い手確保・育成に関する取組

サ（ア）インターンシップ等の受入れ実績

評価項目	評価基準・提出資料		配点
（ア）インターンシップ等の受入れ実績 【 ／1.0点】	評価基準	過去2年度間（令和6年度、令和7年度）に、インターンシップの受入れ実績がある。	1.0点
		過去2年度間（令和6年度、令和7年度）に、現場見学会の受入れ実績がある。	0.5点
		上記のいずれにも該当しない。	0点
	提出資料	1 様式サ（ア） 注）当該評価項目はインターンシップ（就業体験）を対象とし、義務教育課程等で行われる、いわゆる「職場体験」は対象としない。	
		2 添付資料 学校が証明するインターンシップ等受入れ実績証明書等。	

サ（イ）誰もが働きやすい企業

評価項目	評価基準・提出資料		配点
（イ）誰もが働きやすい企業 【 ／1.0点】	評価基準	埼玉県「多様な働き方実践企業」の認定を受けている。且つ、埼玉県「アライチャレンジ企業登録制度」に登録している。	1.0点
		埼玉県「多様な働き方実践企業」の認定を受けている。	0.5点
		埼玉県「アライチャレンジ企業登録制度」に登録している。	0.5点
		上記のいずれにも該当しない。	0点
	提出資料	1 様式サ（イ） 注1）入札公告日時点において、入札参加者が当該認定を受けている場合に評価します。 注2）「多様な働き方実践企業」の認定は、令和6年度までの「プラチナ」「ゴールド」「シルバー」及び令和7年度からの「プライム企業」「多様な働き方実践企業」の全てを含む。 注3）「アライチャレンジ企業登録制度」に登録	
		2 添付資料 埼玉県多様な働き方実践企業認定書又はプライム企業認定書、多様な働き方実践企業認定書の写し。アライチャレンジ企業登録証の写し。（有効期限内にあるもの）	

サ(ウ) 若手技術者・女性技術者の配置

評価項目	評価基準・提出資料		配点
(ウ) 若手技術者・女性技術者の配置 【 /1.0点】	評価基準	主任技術者又は監理技術者の資格要件を満たす若手技術者・女性技術者を、当該工事の主任技術者、監理技術者（特例監理技術者を含む）、監理技術者補佐、現場代理人又は担当技術者に配置する。	1.0点
		若手技術者・女性技術者を監理技術者補佐、現場代理人又は担当技術者に配置する。	0.5点
		上記のいずれにも該当しない。	0点
	提出資料	1 様式サ(ウ) 様式サ(ウ)-1（実務経験を証明する場合、提出する。） 注1）主任技術者又は監理技術者の資格要件とは、建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に規定する資格をいいます。 注2）担当技術者とは、主任技術者又は監理技術者の指導に従い建設工事に従事する者や補佐する者をいいます。建設業法上の配置の義務はないが、コリンズへの登録をもって確認します。 注3）若手技術者の年齢は、入札公告日の直前の4月1日現在においての年齢とします。 注4）配置する若手技術者・女性技術者は、入札公告日時点において3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用をされている者としてします。 注5）配置する若手技術者・女性技術者の途中交代については、建設業法の運用に準じます。 注6）入札公告日時点において、資格等が有効である場合に評価します。 注7）様式サ(ウ)-1は、建設業法第15条第2号イ、ロ〔学歴、実務経験〕に規定する資格を満たす者を配置する場合、提出してください。 なお、様式サ(ウ)-1と経歴書の実務経験年数の整合に注意してください。提出された資料の年数が違う場合には少ない実務経験年数を評価対象とします。	
		2 添付資料 ① 配置する若手技術者・女性技術者の氏名、生年月日及び3か月以上の雇用関係が確認できる資格者証又は健康保険被保険者証、市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険被保険者標準報酬決定通知書等の写し。 ② 資格証等の写し【該当する場合のみ】 ③ 実務経験をもちて有資格者とする場合は、和光市建設工事請負契約基準約款第10条関係・様式第6号の経歴書。【該当する場合のみ】	

サ(エ) 建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事の実施

評価項目	評価基準・提出資料		配点
(オ) 建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事の実施 【 /1.0点】	評価基準	当該工事において建設キャリアアップシステム（CCUS）を活用する。	1.0点
		上記に該当しない。	0点
	提出資料	1 様式サ(エ)	
		2 添付資料 なし	

ス その他

ス（ア）市内下請の選定

評価項目	評価基準・提出資料		配点
(ア) 市内下請の選定 【 /1.0点】	評価基準	以下のいずれかを満たすこと。 ・ 下請負人 ^{注1)} を和光市内企業 ^{注2)} から1社以上選定する。 ・ 和光市内企業であり、すべて自社で施工する。	1.0点
		以下のいずれかを満たすこと。 ・ 下請負人 ^{注1)} を埼玉県内企業 ^{注3)} （和光市内を除く）から1社以上選定する。 ・ 埼玉県内企業（和光市内を除く）であり、すべて自社で施工する。	0.5点
		上記のいずれにも該当しない。	0点
	提出資料	1 様式ス（ア） 注1） 下請負人とは受注業者との直接契約のある1次下請負人であり、2次下請負人以降は評価の対象としません。 注2） 和光市内に本店又は主たる営業所を有する企業。 注3） 埼玉県内に本店又は主たる営業所を有する企業。 2 添付資料 なし	

ス（イ）建設資材県産品の選定

評価項目	評価基準・提出資料		配点						
(イ) 建設資材県産品の選定 【 /1.0点】	評価基準	主要な資材を建設資材県産品から選定する。 主要な資材とは、下表の「資材の種類」及び「使用数量」のとおりとする。 <table border="1"><tr><th colspan="2">資材の種類</th><th>使用数量</th></tr><tr><td>①</td><td>アスファルト合材</td><td>全種類・全量</td></tr></table>	資材の種類		使用数量	①	アスファルト合材	全種類・全量	1.0点
		資材の種類		使用数量					
		①	アスファルト合材	全種類・全量					
	注1) 建設資材県産品とは、以下のいずれかに該当するものとします。なお、建設資材とは、建設工事に使用する資材のことをいいます。 * 具体的には次の(1)、(2)、(3)のいずれかを満たすものをいいます。 (1) 本店又は本社(以下、本店等という。)が埼玉県内に所在し、その会社の直営工場(県外工場でも可)により製造された建設資材。 (2) 本店等が埼玉県内に所在し、直営以外の工場(県内工場のみ可)で製造された建設資材。 (3) 本店等が埼玉県外に所在し、埼玉県内に所在する直営工場で製造された建設資材。								
上記に該当しない。	0点								
	提出資料	1 様式ス(イ) 2 添付資料 なし							

【評価値の算出】

(1) 評価値の算出方法（「価格」は税抜き）は加算方式とします。

総合評価は、価格評価点と技術評価点を足して得た値（以下「評価値」という。）により行います。

落札候補者の技術評価点は、技術資料を評価して得られた得点の合計値とします。

落札候補者以外の技術評価点は、自己採点申請書の値とします。

評価値＝価格評価点＋技術評価点

価格評価点＝ $(100,000 - \text{技術評価点の満点}) - 100,000 \times \left(\frac{\text{入札価格} - \text{調査基準価格}}{\text{予定価格}} \right)$

- ・ 技術評価点：審査の結果得られた得点の合計値
- ・ 評価値の満点：100,000点（見なし評価ありの場合）
- ・ 価格評価点の満点＝100,000点－技術評価点の満点
- ・ 価格評価点は、小数点以下第4位を四捨五入し、第3位止めとします。小数点第3位止めの値で評価値に差がつかない場合は、価格評価点を小数点第4位以下の差が付いた値とし、この場合の評価値は、小数点第4位以下の差が付いた値とします。小数点4位以下の値でも評価値が同じ値の場合は、小数点第4位以下を切り捨て小数点第3位止めとした値を評価値とします。
- ・ 入札価格、調査基準価格、予定価格は税抜きとします。

(2) 技術評価点の算出

技術評価点（加算方式）は審査の結果得られた得点の合計値とし、以下のとおりとします。

- ・ 技術評価点の上限値はガイドライン「6（2）イ」のとおりとします。
- ・ 配点の満点が上限値以下の場合は補正しません。

(3) 不適正な事項に対する措置

- ・ 技術評価点がマイナスとなった者は失格とします。
- ・ 提出された技術資料に不備があった場合、訂正を求めることなく、関係する評価項目の得点を与えません。
- ・ 提出された技術資料が不誠実（技術資料のうち技術提案部分が全て「白紙」又は「なし」等の記述のみの場合）であるときは失格とします。
- ・ 「企業倫理や信頼性等」の評価項目が該当しているにもかかわらず、該当がない旨記載されている場合には、虚偽記載と判断し失格とします。

(4) 評価値の決定

上記（1）～（3）により評価値を算出するに当たり、「見なし評価」を適用します。入札価格が調査基準価格（税抜）を下回ったときは、入札価格を調査基準価格（税抜）として「評価値」を算定します。ただし、契約は入札価格とします。

【落札候補者の決定方法等】

(1) 落札候補者の決定

入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者のうち、「評価値」が最も高いものを落札候補者とします。ただし、和光市低入札価格調査制度要綱（以下「低入札価格調査制度」という。）及びその他の規定に基づく失格者は落札者（落札候補者）としません。

(2) 評価値の最も高い者が2者以上ある場合

上記（1）において、小数点第3位止めの値で差が付かない場合の評価値は小数点第4位以下の差が付いた値としますが、それでも差が付かずに評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者を決定します。ただし、評価値の最も高い者に「見なし評価」を適用した者を含んでいるときは、「見なし評価」を取りやめて「評価値」を再計算し、「評価値」の最も高い者を落札候補者とします。さらに、この場合においても同点であった場合は、くじ引きとします。

(3) 配置予定技術者の配置不可通知

落札候補者は、落札候補者決定通知を受けた時点において、配置予定技術者を先に落札した他の工事に配置したため、配置できなくなった場合は、落札候補者決定通知日の翌日までに、発注者に対して様式1「配置予定技術者に係る配置不可通知書」にて、その旨を通知することができます（配置予定技術者が配置できる場合は通知の必要はありません。）。

この場合、発注者は、入札参加資格を満たせなくなったことから落札候補者の入札を無効として取り扱い、次の順位者へ落札候補者決定通知を行います。

なお、この取り扱いは、和光市が施行する総合評価方式にのみ適用するものであり、総合評価方式以外の入札では応札後の辞退はできません。

【落札者の決定】

【落札候補者の決定方法等】（1）～（3）により決定された落札候補者について、入札参加資格審査等の結果、入札公告に定めた必要な要件をすべて満たし、無効でない入札をした者を落札者とします。

【履行確認】

提出した技術資料において、当該工事で履行するとした事項は全て履行の対象とします。ただし、契約後、発注者が受注者に履行について指示するものは、この限りではありません。

【ペナルティの設定】

(1) 技術資料の内容の不履行について

発注者は、様式3「技術資料の履行について」の通知を受理した際に、技術資料の内容の履行を確認し、技術資料の内容を受注者の責めにより満たすことができないと判断した場合は、その該当する評価項目を不履行とみなし、総合評価方式特記仕様書第6条を適用します。

(2) 技術資料の虚偽記載について

発注者は、契約締結前に、技術資料に虚偽の記載があると判明した場合は、虚偽記載とみなします。その技術資料を提出した者は失格とします。

発注者は、契約締結後に、技術資料に虚偽の記載があると判明した場合は、虚偽記載とみなし、総合評価方式特記仕様書第7条を適用します。

(3) 不服の申出について

受注者は、発注者から技術資料の内容の不履行又は技術資料の虚偽記載について様式4「技術資料の確認結果について」により通知を受けたときは、総合評価方式特記仕様書第8条に基づき発注者に不服を申し出ることができます。

5 技術資料の提出

(1) 落札候補者通知を受けた者は、提出期限までに「入札参加資格等確認書類」と一緒に「技術資料」を持参にて提出してください。

(2) 提出書類はA4判とし、落札候補者用提出書（提出済みの「自己採点申請書（入札者用提出書）」の記載内容と同一のもの）に提出日を記入し、代表者印を押印したものを1頁とした「通し番号」を付するとともに、全頁数（頁の例：1/〇〇～〇〇/〇〇）を表示してください。

なお、提出書類は袋綴じ・ホッチキス止め等はせずに、ダブルクリップ等で束ねて提出してください。

6 契約書作成に伴う技術資料の追加提出

契約書を2部作成するにあたり、技術資料が追加で1部必要となりますので、落札者は決定通知後、速やかに技術資料を1部追加提出してください。

7 ヒアリング

実施しません。

8 落札者の決定通知

落札者の決定は、「埼玉県電子入札共同システム」にて通知します。

入札情報公開システムの技術評価点と評価値については、落札者及び評価を行った者については評価後の値、それ以外の者は自己採点申請書に基づく値となります。

9 評価状況に関する情報提供

落札者決定通知日の翌日から7日以内（閉庁日を除く）を期限とし、入札参加者から様式7「評価状況に関する情報提供について（依頼）」により入札情報提供について依頼があった場合には、発注者は依頼のあった日から起算して7日以内（閉庁日を除く）に、入札参加者本人の評価状況を様式8「評価状況に関する情報提供について（回答）」及び様式9「総合評価方式における評価項目と評価状況」により、情報提供します。

ただし、諸々の理由で入札が失格・無効等になり、技術評価点の公表対象とならなかった者には情報提供しません。

10 実施上の留意事項

（1）技術資料に記載された内容については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態になった場合は、無償で利用できるものとします。

ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではありません。

なお、発注者は提案内容に関する事項が提案者以外の者に知られることのないように取り扱うものとします。また、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することはしません。

（2）技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とします。

（3）提出された技術資料は、技術評価以外に提出者に無断で使用することはありません。

（4）提出された技術資料は、返却いたしません。

（5）自己採点申請書の再提出や技術資料の追加・修正は、認めません。

（6）自己採点申請書及び技術資料作成に関する手続についての問い合わせは、次のとおりです。

問い合わせ先：和光市役所 財政課契約検査担当

T E L：048-424-9100